ひょうごの空き家を活用した

移住・起業のしおり

令和8年度版

Volume 10

CASE 01
空き家×移住　空き家を自分好みにリフォーム
「ライフスタイルに寄り添う、自分らしい我が家」

CASE 02
空き家×起業
「酒蔵通りに面する古民家を再生 - 商家×旅館 -」

TOPICS
県・市町の空き家活用等の支援制度
-空き家活用支援事業
-古民家再生促進支援事業



表紙写真：井上邸（兵庫県猪名川町）

兵庫県

移住・起業のしおりとは？

INTRODUCTION

兵庫県内には魅力的な住まいや事業所として活用できる可能性を秘めた空き家が数多くあります。
このしおりでは兵庫県内の空き家を多くの方に活用していただけるよう、空き家の利活用の際に使える充実した支援制度をご紹介します。空き家を活用した移住や起業をお考えの方、空き家を所有しているけれど、活用方法が決まっていない方は、是非、この冊子を参考にしてみてください。



空き家活用支援事業（P7―P8）を利用



お漬物キッチン いずしとわ

豊岡市

空き家をカフェ兼コワーキングスペースとして再生。１階ではお漬物をはじめ地産地消のメニューを提供し、２階は地域の方や出石城下町に訪れる観光客の集いの場となっている。







古民家再生促進支援事業（P9―10）を利用

旧山田邸

神戸市

明治時代に建てられた洋館をカフェ、交流サロンとして再生。ひょうごの近代住宅100選であり、異国情緒あふれる北野エリアで地域交流拠点として活用されている。



古民家再生促進支援事業（P9―10）を利用





POLSTORE西脇

西脇市

丸山萬右衛門の商家で歴史ある古民家を、播州織をメインとしたショップとして再生。地域の人々が参加できるワークショップの開催や、産業の歴史を紹介する写真や資料の展示を予定している。



空き家活用支援事業（P7―P8）を利用







井上邸

猪名川町

空き家を勉強会や行事に利用できるフリースペースとして再生。古民家の専門家とともに空き家再生の事例として見学会や意見交換会を実施しており、住教育の場として活用されている。

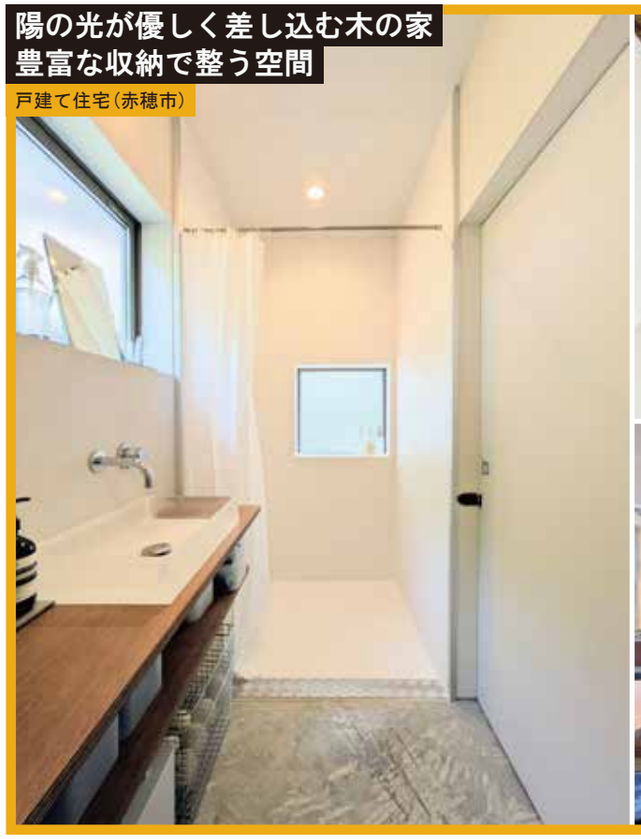
CASE 01

空き家×移住

空き家を自分好みにリフォーム　空き家活用支援事業（P7−P8）を利用

「ライフスタイルに寄り添う、自分らしい我が家」

空き家のリフォームは、コストをおさえながら間取りも設備も内装も、自分仕様にデザインできます。空き家の補助金を活用して自分好みのマイホームをつくりませんか？







陽の光が優しく差し込む木の家
豊富な収納で整う空間

戸建て住宅（赤穂市）







心安らぐ和室
ゆとりのある水回り空間

戸建て住宅（南あわじ市）

STEP 01　お試し住宅で地域を知ろう

一定期間のお試し居住ができる市町の「お試し住宅」。生活体験、物件探しの拠点など、さまざまな目的に利用できます。



お試し滞在（加西市）

●兵庫県内でお試し住宅を提供している市町の一覧

市町名	名称	担当窓口	電話番号
神戸市	お試し住居	（一財）神戸農政公社	078-991-1557
三田市	お試し移住	移住定住促進課	079-555-6776
猪名川町	お試し居住体験	企画財政課	072-766-8711
加西市	加西市お試し滞在施設	ふるさと振興課	0790-42-8729
多可町	お試し住宅	定住推進課	0795-32-4776
相生市	あいおい暮らしお試し住宅	定住促進室	0791-23-7125
赤穂市	お試し暮らし住宅	（一社）あこう魅力発信基地	0791-43-6931
上郡町	移住体験住宅	地域振興課	0791-52-1162
豊岡市	お試し住宅　ほか	地域づくり課	0796-21-9096
養父市	ちょこっと暮らし住宅　ほか	やぶぐらし未来協創課	079-662-3172
朝来市	あさご暮らし体験住宅	市民協働課 あさご暮らし応援室	079-672-1492
新温泉町	新温泉町いなか暮らし体験住宅	商工観光課	0796-82-5625
丹波篠山市	丹波篠山暮らし体験住宅「黒岡おためし住宅」ほか	創造都市課	079-552-5796
淡路市	淡路市暮らし体験住宅	NPO法人島くらし淡路	0799-70-6876

＊県でも県営住宅の空き室を使ったお試し住宅を県内各地に設置しています。
（兵庫県公営住宅管理課 TEL：078-230-8470）

STEP 02　空き家バンクで物件を探そう

空き家バンクとは、市町が空き家情報を提供するウェブサイトのこと。掘り出し物件が見つかるかも…？「市町名＋空き家バンク」で検索してみてください。（県内38市町で実施）

STEP 03　支援制度を活用しよう

下記以外の支援制度はこちら 市町の空き家活用支援制度:P11〜14

空き家をリフォームして住む時

空き家活用支援事業P7〜P8

築20年以上等の要件を満たす住宅の空き家を改修する場合、最大100万円（若年・子育て、UJIターン世帯は最大150万円）補助します。

問い合わせ先：兵庫県住宅政策課（☎078−362−3583）

住宅を耐震化するとき

ひょうご住まいの耐震化促進事業

昭和５６年５月以前着工の旧耐震基準の住宅を耐震改修等する場合、最大115万円(多雪区域は最大140万円)、費用の4/5を補助します。

(窓口は市町)　問い合わせ先：兵庫県建築指導課（☎078−362−4340）

CASE 02

空き家×起業

酒蔵通りに面する古民家を再生
「商家×旅館」

古民家再生促進支援事業（P9–10）を利用

新築ではなく空き家だからこそ味のある事業所になる。空き家を活用して、新しいことを初めてみませんか？



山崎旅館Q　宍粟市

江戸末期より醸造業を営んでいた商家を旅館として再生。酒造りが盛んだった山崎藩の城下町、酒蔵が軒を連ねる酒蔵通りに面しており、風情ある街を体験することができる。





事業をする場合の支援制度

各事業に関する問い合わせ先

- （公財）ひょうご産業活性化センター：☎078 -977-9072
- 兵庫県 新産業課：☎078-362-3054
- （公財）ひょうご産業活性化センター：☎078-977-9116
- 兵庫県 住宅政策課：☎078-362-3583

PLAN01 起業するとき

起業家支援事業

所定の要件を満たす代表者が起業する場合に、起業に係る経費の一部等を最大100万円補助します。空き家を活用する場合は、改修費に対して補助を最大100万円上乗せします。

PLAN02 ふるさとに移住し起業するとき

起業家支援事業
（ふるさと枠）

県外から県内へ移住し起業する場合に、移住に要する経費を最大100万円支給するとともに、起業に係る経費等を最大100万円補助します。空き家を活用する場合は、改修費に対して補助を最大100万円上乗せします。

PLAN03 成長産業分野において高度技術を活用した事業所を開設するとき

ひょうごイノベーション拠点開設支援事業

成長産業5分野（「ロボット・AI・IoT」「健康・医療」「航空(空飛ぶクルマ・ドローン含む)、宇宙」「水素等新エネルギー」「半導体」）におけるイノベーション拠点として空き家を活用するための改修費、備品等の取得費、賃料等を最大1,120万円（3年間総額）補助します。

PLAN04 商店街の空き店舗を活用するとき

商店街新規出店チャレンジ応援事業

商店街活動へ積極的に参加する商業者が、空き店舗へ新規出店するための賃借料、内装工事費、ファサード整備費を最大75万円（市町が補助する額が上限）補助します。

PLAN05 空き家を活用するとき

空き家活用支援事業
（P7～8）

築20年以上等の要件を満たす空き家を事業所として改修する場合、最大247万円（地域交流拠点は最大550万円）を補助します。

PLAN06 古民家を利用するとき

古民家再生促進支援事業
（P9～10）

古民家（昭和25年の建築基準法施工日前に建築されたもの）を地域交流施設等に改修する際、最大1,000万円を補助します。また、古民家の建物調査や再生提案（所有者負担なし）を行います。

TOPICS

県の空き家等の活用支援制度

空き家活用支援事業

空き家を住宅、事業所、地域交流拠点として活用する場合に、
改修費の一部を支援します。






加西市

熊爺の里 【地域交流拠点型】事業活用事例

空き家を里山体験施設、ワーケーション施設として再生。
収穫体験、地域と連携したワークショップ等、自然・季節を感じながら
過ごせる地域交流拠点となっている。

01事業の対象となる空き家

一戸建て住宅の空き家又は共同住宅の空き住戸のうち、次のすべてに該当するもの

- 築20年以上
- 既存の玄関、台所、便所、1つ以上の居室を有していること
- 台所、便所、風呂の水回り設備のいずれかが10年以上未更新
- 空き家期間が6箇月以上であるもの、若しくは空き家バンクに登録されているもの
- 耐震性能を有するもの（改修工事に合わせて耐震改修する場合も可）
- 土砂災害特別警戒区域・災害危険区域等に位置していないこと

02対象地域

兵庫県内の市街化区域以外の区域
政令市（神戸市）又は中核市（姫路市、尼崎市、西宮市、明石市）は対象外
（ただし、①姫路市の旧香寺町、安富町、夢前町、家島町の区域は対象、②明石舞子住宅団地の区域（神戸市垂水区・明石市松が丘の一部の区域）については、事業所型・地域交流拠点型のみ対象）

03補助額 対象工事費は、空き家の機能回復又は設備改善に必要な改修工事費

[住宅型]

区分	対象工事費	補助額（タイプ別）			
		一般		若年・子育て世帯※1 UJIターン世帯※2	学生シェアハウス※3
			歴史的景観形成地区の区域※6		
一戸建て住宅	100～150万円	40万円	46万円	60万円	60万円
	150～200万円	60万円	69万円	85万円	85万円
	200～250万円	75万円	86万円	110万円	110万円
	250～300万円	90万円	104万円	135万円	135万円
	300～350万円	100万円	115万円	150万円	160万円
	350～400万円				185万円
	400万円～				200万円
共同住宅	100～150万円	40万円	46万円	60万円	60万円
	150～200万円	60万円	69万円	85万円	85万円
	200～250万円	65万円	75万円	100万円	110万円
	250～300万円				135万円
	300万円～				150万円

[事業所型]

区分	対象工事費	補助額（タイプ別）			
		一般		UJI ターン※4	
			歴史的景観形成地区の区域※6		歴史的景観形成地区の区域※6
一戸建て住宅	150～200万円	60万円	69万円	85万円	94万円
	200～250万円	75万円	86万円	110万円	121万円
	250～300万円	90万円	104万円	135万円	149万円
	300～350万円	110万円	126万円	160万円	176万円
	350～400万円	125万円	144万円	185万円	204万円
	400～450万円	140万円	161万円	210万円	231万円
	450万円～	150万円	172万円	225万円	247万円
共同住宅	150～200万円	60万円	69万円	85万円	94万円
	200～250万円	75万円	86万円	110万円	121万円
	250～300万円	90万円	104万円	135万円	149万円
	300～350万円	110万円	126万円	160万円	176万円
	350万円～	115万円	132万円	175万円	192万円

[地域交流拠点型※5]

区分	対象工事費	補助額（タイプ別）	
		一般	
			歴史的景観形成地区の区域※6
一戸建て住宅	100～200万円	75万円	82万円
	200～400万円	150万円	165万円
	400～600万円	250万円	275万円
	600～800万円	350万円	385万円
	800～1,000万円	450万円	495万円
	1,000万円～	500万円	550万円
共同住宅	100～300万円	100万円	110万円
	300～500万円	200万円	220万円
	500～700万円	300万円	330万円
	700万円～	350万円	390万円

※1 若年世帯:夫婦の合計年齢が80歳未満
子育て世帯:高校卒業までの子ども又は妊娠している者が同居している世帯
※2 UJIターン世帯:申請日時点の住所が県外である世帯又は県外から県内の賃貸住宅等に転入後2年を経過しない世帯
※3 学生シェアハウス:2人以上の学生が居住できるよう専用の居室が備えられ、台所など共用のスペースを有する住宅
※4 UJIターン:県外に住所を有する者が、県内1件目の自己業務用の事業所として活用する施設
※5 地域交流拠点:ワーケーション施設、定額制多拠点居住サービス施設、コワーキングスペース又は地域活性化に資するものとして市町の推薦を受けた施設
※6 景観の形成等に関する条例に基づき県が指定する歴史的景観形成地区又は市が指定する同等の地区にて、住宅宿泊施設、事業所又は地域交流拠点等の観光振興に資するものとして市町の推薦を受けた施設に限る

【問合せ先】兵庫県住宅政策課（TEL:078-362-3583）

市町の空き家活用支援制度 ▶P11～14 上記以外にも、各市町で空き家を活用する場合に利用できる支援を多数実施しています。

県の空き家等の活用支援制度

古民家再生促進支援事業

地域の建築士・大工等による古民家の建物調査や再生手法の提案、
地域交流施設等に活用するための改修工事費を補助します。









神戸市
madobe

築100年以上の古民家を、自家製の米や卵、野菜を使ったメニューを提供するカフェとして再生。
周辺の田畑や里山にある資源を活かした収穫体験等を開催し、多くの人で賑わっている。

01事業の対象となる古民家

次に掲げる要件に該当する昭和25年の建築基準法施行日前に建築された住宅又は歴史的建築物*

- 軸組構法で造られたもの
- 接合金物に頼らない伝統的な継ぎ手及び仕口を用いたもの
- 筋かい等の斜材を多用せず、貫を用いたもの
- 主要な壁に土塗り壁等の湿式工法を用いたもの
- 屋根に和瓦又は茅葺き等伝統的素材を用いたもの

***歴史的建築物って?**

次のいずれかに該当する住宅を示します。

ア 景観法（平成16 年法律第110 号）に基づく景観重要建造物
イ 県又は市町の景観条例等に基づく景観形成重要建造物等
ウ 文化財保護法（昭和25 年法律第214 号）に基づく指定文化財又は登録文化財
エ 文化財保護法に基づく重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物
オ ひょうごの近代住宅100選に選定された建築物

02支援メニュー

(i)建物調査

大工・建築士等の専門家を派遣して古民家を調査し、建物の状態や維持管理方法、修繕・再生の可能性等のアドバイスを行います。

(ii)再生提案

建物調査を行った古民家のうち、特に再生を推奨するものについて、専門家を再度派遣し、所有者の意向等を勘案した再生手法の提案を行います。

(iii)フィジビリティ調査費補助**

再生提案や自主提案を行った古民家のうち、古民家活用の実現可能性を調査・評価するために必要な経費を一部補助します。

****フィジビリティ（実現可能性）調査って?**

持続的な施設運営に向け、経営コンサルタント等へ
調査・評価を依頼すること

(iv)改修工事費補助

再生提案や自主提案を行った古民家のうち、地域活動の拠点・宿泊体験施設・店舗等の地域活性化に資する施設（地域交流施設等）または歴史的景観形成地区等で賃貸住宅として再生するものに対して市町とともに改修工事費の補助を行います。

補助額

古民家の場合		古民家のうち歴史的建築物	
対象工事費	補助額	対象工事費	補助額
500～1,000万円	250万円	500～1,000万円	250万円
1,000～1,500万円	400万円	1,000～2,000万円	500万円
1,500万円～	500万円	2,000～3,000万円	850万円
		3,000万円～	1,000万円

※市町が補助する額を補助額の上限とする
※コワーキングスペースに活用する場合であって改修に必要な費用が500万円以上である場合に限り、100万円を上限とし、事務機器取得費を補助対象経費に含むことができる

【問合せ先】兵庫県住宅政策課（TEL:078-362-3583）

＊(i)建物調査・(ii)再生提案に関するご相談は、ひょうご住まいサポートセンター（TEL:078-855-5170）まで

その他 県の支援制度

事業名	事業概要	対象経費	担当課室 / 連絡先
事業応援貸付（空き家・商店街空き店舗活用貸付）	空き家や商店街空き店舗の取得・改修、またはそれらを活用した新規事業に必要とする資金を融資	取得、改修等に要する設備資金 空き家や商店街を活用した新規事業に要する運転資金	地域経済課 078-362-3321
ひょうご木の街木質化推進事業	多くの県民の利用が見込める施設や、不特定多数の方が利用する木の良さが活かせる施設において、兵庫県産木材を使った木質化に要する経費を最大 200 万円補助	県産木材を用いた木質化にかかる工事、木製品の購入、設置等に要する経費	林務課 078-362-9224

市町の支援制度

空き家等の活用に関する市町の支援制度

《神戸・阪神》

市町名	事業名	事業概要	対象経費	担当窓口	連絡先
神戸市	里づくりの拠点施設等整備支援事業（交流施設型）	地域の特色を生かして都市住民との交流等を実施する拠点となる施設の整備費を補助	改修費	（一財）神戸農政公社	078-991-1557
	里づくりの拠点施設等整備支援事業（定住・起業型）	神戸・里山暮らし空家バンクに登録されている空き家等を専用住宅として取得または賃借する場合の空き家の整備費を補助	改修費		
	空き家活用応援制度 建築家との協働による空き家活用促進補助	建築家との協働により空き家を魅力的に再生し、社会課題解決の取り組みに活用するための、改修にかかる費用を補助	仲介・登記手数料、片付け、調査・診断、改修設計、改修工事、工事監理	建築住宅局政策課	078-595-6736
	空き家活用応援制度 空き家地域利用補助	地域活動や交流の拠点など、地域のために空き家を活用する際、必要な経費を補助	仲介・登記手数料、片付け、調査・診断、改修設計、改修工事、工事監理	すまいるネット	078-647-9933
	空き家活用応援制度 維持費用補助	空き家を地域活動のために無償で貸し出した場合、固定資産税などの税金相当分を補助	固定資産税・都市計画税相当額		
	子育て応援住み替え補助事業（住みかえーる（団地ぐらし））	若年夫婦または子育て世帯が、エレベーターのない4階建て以上の住宅に転居する場合の費用を助成	住み替え費用	建築住宅局政策課	078-595-6498
	親・子世帯の近居・同居住み替え助成事業（住みかえーる（親子・近居））	若年夫婦または子育て世帯が、親世帯と近居または同居する場合の費用を助成	住み替え費用		
	住宅地における店舗等立地支援事業	市の指定するニュータウンにおいて、店舗等を新たに出店する方に、店舗等の新築またはリフォームにかかる費用を補助	新築費、改修費	都市局都市づくり課	078-595-6709
尼崎市	子育てファミリー世帯及び新婚世帯向け空家改修費補助事業	子育てファミリー世帯または新婚世帯が一戸建ての空き家を取得し、その改修を行った場合の改修費用の一部を補助	改修費	空家対策担当	06-6489-6139
	空家改修費補助事業	一定期間利用されていない空き家や建て替えが難しい空き家を対象に、利活用に伴う改修費用の一部を補助	改修費		
	子育て世帯向け住宅取得支援事業	子育てファミリー世帯または若年夫婦世帯が、指定区域内で住宅を取得する費用の一部を補助	取得費	住宅政策課	06-6489-6608
芦屋市	新婚・子育て世帯住宅ストック活用支援事業（いい家あった!プロジェクト）	新婚世帯・子育て世帯が空き家の中古住宅（戸建て、マンション）を取得・賃借した際の費用及び引越費用の一部を補助	取得費、賃借費、引越費	建築住宅課	0797-38-2721
	芦屋市空き家活用支援事業	空き家を住宅・事業所・地域交流拠点として活用する場合、改修費用の一部を補助	改修費		
宝塚市	宝塚市新規出店改装チャレンジ応援補助金	（出店促進型、商店街空き店舗活用型）新規出店しようとする事業者に対し、出店にかかる改装工事費用及び家賃の一部を補助	改装費等、賃借料	商工勤労課	0797-77-2011
川西市	川西市空き家活用支援事業	空き家を購入し定住する若年子育て世帯・空き家を事業所として活用する方・地域を基盤として活動し、地域活性化に貢献すると認められる方及び団体が実施する、空き家の機能回復または設備改善に必要な工事に要する経費の一部を補助	改修費	住宅政策課	072-740-1205
	子育て住宅総合支援事業	子育て世帯または若年世帯が、指定区域内で住宅を取得する費用の一部を補助、また県外から移住する子育て世帯または若年世帯が、指定区域内の民間賃貸住宅へ住み替える費用の一部を補助	取得費、住替費		
三田市	空き家リフォーム補助事業	空き家を住宅・地域交流拠点として活用する場合に、空き家の機能回復及び設備改善に要する費用の一部を補助	改修費	都市デザイン課	079-559-5128
	空き家バンク登録促進補助事業	空き家バンクに登録するために要した不要な家財等撤去費用の一部を補助	処分費		
	古民家等利活用促進事業	古民家等を改修し、地域再生施設として事業を行う方に対し、事業費の一部を補助	改修費		079-559-5118
	住み替え支援補助事業（「住みかエ〜ル」補助制度」）	市内で住宅を取得する若者世帯等に、住宅取得費の一部を補助（最大 60 万円）。基礎額は対象経費の 10 分の 1（上限 10 万円）。加算額は、10 万円（市外転入）、10 万円（市街化調整区域）、20 万円（市内企業の正規雇用）、10 万円（市内事業者で 20 万円以上のリフォーム実施）。さらに転入世帯には三田市の農産品をプレゼント。	取得費	移住定住促進課	079-555-6776
	オールドニュータウン商業施設等空き区画活用支援事業	市内オールドニュータウンの商業施設等の空き区画で、地域の賑わいづくりに資する店舗等の開設費の一部を補助	内装、ファサード整備費、賃借料	産業政策課	079-559-5085
	チャレンジショップ応援事業	市内で起業を予定しているまたは起業後間もない事業者（小売業、飲食業、サービス業等）に対し、開設費・広告宣伝費の一部を補助	改修費、備品購入費、賃借料、広告宣伝費		
猪名川町	子育て住宅総合支援事業	子育てファミリー世帯または若年夫婦世帯が、指定区域内で新築・中古住宅を取得する費用の一部を補助または賃貸に住み替える場合の費用の一部を補助	住宅取得費、賃貸住み替えに係る費用	都市政策課	072-766-8704
	空き家活用支援事業	空き家を住宅・事業所として活用する場合、空き家の機能回復及び設備改善に要する費用等の一部を補助	改修費、除却費		
	オールドニュータウン商業施設等空き区画活用支援事業	町内オールドニュータウンの商業施設等の空き区画で、地域の賑わいづくりに資する店舗等の開設費の一部を補助	内装、ファサード整備費、賃借料	地域交流課	072-767-6253

《播磨》

市町名	事業名	事業概要	対象経費	担当窓口	連絡先
加古川市	空き店舗等活用支援事業	市街化調整区域に存する空き家等を活用し、事業を開始する方に、店舗賃借料、店舗改装費及び広告宣伝費の一部を補助	賃借料、店舗改装費、広告宣伝費	産業振興課	079-427-9756
	移住・定住促進事業	市街化調整区域の田園まちづくり集落区域内に存する空き家を取得し、移住する方に、改修経費等の一部を補助	改修工事費等	まちづくり指導課	079-427-9418
	空き家活用改修費補助制度	空き家バンクに登録されている市街化区域内の住宅を取得し、居住しようとする方または居住目的で賃貸しようとする方に対し、改修工事に要する費用の一部を補助	改修費	住宅政策課	079-427-9327

市町名	事業名	事業概要	対象経費	担当窓口	連絡先
高砂市	空き家活用支援事業	空き家バンクに登録された住宅を居住用・賃貸住宅用の住宅または事業所として活用しようとする場合に費用の一部を補助	改修費	建築住宅課	079-443-9035
	空き店舗等活用支援事業	市内において空き店舗等への新規出店をする方に対し、経費の一部を補助	賃借料、改装費、広告宣伝費	商工労働課	079-443-9030
稲美町	空き家活用支援事業	空き家を住宅・事業所として活用する場合、空き家の機能回復及び設備改善に要する費用の一部を補助	改修費	都市計画課	079-492-9143
播磨町	播磨町結婚新生活支援補助金	結婚し町内で新生活を始める新婚世帯に対し、住居費や引越費用を補助	賃借料、改修費、取得費	協働推進課	079-435-2364
	空き家活用支援事業	空き家を取得し、自己の住宅・事業所として活用する場合、空き家の機能回復及び設備改善に要する費用の一部を補助	改修費	都市計画課	079-435-2366
	空家等バンク活用支援事業	空き家バンクに登録する際、必要となった登記費用、空き家バンク登録物件の購入者等が負担する引っ越し費用及び清掃費用の一部を補助	登記費用、引越し費用、清掃費用等		
	移住定住促進住宅リフォーム助成	町外から町内へ転入する移住者の方が居住予定の住宅を改修する場合の経費の一部を補助	改修費	産業環境課	079-435-0304
	空き店舗等活用支援事業	空き店舗等を購入または賃借して新規出店するための改装工事等費用の一部を補助	賃借料、改装費、広告宣伝費		
西脇市	起業・第二創業促進支援事業	市内で新たに起業または第二創業を行う者に対し、対象経費の2分の1を補助（移住の場合は加算措置あり）	改修等工事費、賃借料等	商工観光課	0795-22-3111
	空き家活用支援事業	空き家を住宅・事業所として活用する場合、空き家の機能回復及び設備改善に要する費用の一部を補助	改修費	建築住宅課	
三木市	トカイナカ三木新生活応援事業	移住する 39 歳以下の若者世帯（夫婦、ひとり親世帯、パートナーシップ宣言世帯）の住宅購入を支援（空き家バンク利用の場合は、条件緩和などの優遇措置あり。最大 100 万円）	取得費、改修費、引越費	縁結び課	0794-82-3030
	三木市古民家再生促進支援事業	古民家等を改修し、地域交流施設等での古民家の活用又は歴史的景観形成地区等で古民家を賃貸住宅等として活用する方に対し、事業費の一部を補助	改修費・フィジビリティ調査	建築住宅課	0794-82-2000
小野市	空き家活用支援事業	市内にある一戸建ての空き家を住宅として活用しようとする場合、改修費の一部を補助	改修費	まちづくり課	0794-63-1271
加西市	若者定住促進住宅補助事業	市内で住宅を新築・購入し居住する若者世帯等を補助（最高 50 万円）	取得費	ふるさと振興課	0790-42-8729
	空き家改修事業	空き家を改修し売却や貸出をする方、購入した空き家を改修する方に一定の補助（改修工事の1／2。最大 50 万円）	改修費		
	空き家活用支援事業	空き家を住宅・事業所・地域交流拠点として活用する場合に、改修費用の一部を補助	改修費		
	空き家家財道具等処分支援補助事業	空き家バンク登録物件の家財道具の片付け費用などを補助（最大 10 万円）	片付け・処分費用		
	古民家再生促進支援事業	空き家となった古民家を改修し地域交流施設等として再生しようとする方に、改修費の一部を補助	改修費		
	空き店舗活用補助事業	空き店舗を活用した店舗・オフィス開設のための賃借料や改装費の一部、市民の新規雇用に対して補助（最大 210 万円）	賃借料・改装費、雇用促進補助	産業課	0790-42-8740
	起業・創業スタートアップ支援事業補助金	事業所の改修費用や専門家経費、販促費用など起業・創業にかかる経費などを補助（最大 200 万円）	改修費、販促費等		
加東市	空家活用支援事業	空き家を住宅・事業所・地域交流拠点として活用する場合、空き家の機能回復及び設備改善に要する費用の一部を補助	改修費	都市政策課	0795-43-0510
	空家家財処分支援事業補助金	空家バンク登録物件の家財処分等を補助（最大 10 万円）	片付け・処分費用		
多可町	住宅リフォーム助成事業	町内業者を利用した 50 万円以上の自宅のリフォーム工事費用を 10%補助（最大 10 万円）	住宅の増築、改築、修繕工事等	定住推進課	0795-32-4776
	空き家活用支援事業	一戸建ての空き家を住宅として活用しようとする場合、改修費の一部を補助	改修費		
	中古住宅購入助成事業	中古住宅を購入し 10 年以上居住する方に 10 万円を補助（若年世帯・子育て世帯、40 歳未満の単身者は 20 万円）	住宅取得費		
	あったか家族多世代住宅助成事業	若者世帯が親元での同居や近居のために 100 万円以上で住宅を新築、増築、改築する場合、工事費に応じて最大 30 万円までを補助	工事費		
	住宅ローン利子助成事業	兵庫県信用組合との包括地域連携協定に基づき、若者・子育て世代が初めて住宅を新築・リフォームまたは購入する場合、組合の住宅ローン契約による利息のうち 0.5%相当額を助成	利子補給		
	古民家再生促進支援事業	古民家を地域交流施設等として再生しようとする方に、改修費の一部を補助	改修費		
	移住支援金交付事業	東京 23 区等から多可町に移住され、就職・テレワーク・起業・関係人口などの要件を満たした方へ、移住支援金を交付	—		
	地方就職学生支援	学生で東京 23 区等から多可町へ移住され、県内企業に就業した人に、移住支援金を交付	—		
	多可町 IT 等事業所開設支援事業	ひょうごイノベーション拠点開設支援事業費補助を受けた人に上乗せ補助	建物改修費、通信回線使用料等	商工観光課	0795-32-4779
	創業・起業支援補助金	町内に拠点事業所を置き、創業・起業をする方に初期経費の 2/3 を補助（最大 30 万円）	増改築費、設備備品取得費等		
姫路市	空き家改修支援事業［交流施設型］	空き家バンク登録物件を交流施設等（宿泊施設、創作活動施設等）として活用するための改修経費の一部を補助	改修費	住宅課	079-221-2642
	空き家バンク物件登録謝礼金	市街化調整区域・都市計画区域外にある空き家をバンク登録した所有者等に謝礼金を交付	—		
	空き家バンク登録物件取得助成金	姫路市若者世帯郊外 UJI ターン補助金交付要綱に規定する「移住支援金」の交付を受けた方が、対象地域内にある空き家バンク登録物件を取得した場合、その費用の一部を補助	購入費	ひめじ創生戦略室	079-221-2833
神河町	創業促進事業	町内で新たな事業を始めようとする方の、起業に要する費用の一部を補助（補助率2／3、最大 220 万円。年齢要件あり）	工事費、備品購入費、賃借料等	ひと・まち・みらい課	0790-34-0971
	若者世帯住宅取得支援事業	町内で住宅を取得（新築（空き家の除却）・購入等）する場合、費用の一部を補助（最大 290 万円）	住宅取得費		0790-34-0002
	若者世帯住宅リフォーム支援事業	町内にある住宅をリフォームする場合、費用の一部を補助（最大 90 万円）	改修費		
	空き家活用支援事業	一戸建ての空き家を住宅、事業所または地域交流拠点として活用する方に対し、その改修に要する費用の一部の補助	改修費		
	IT 事務所・コワーキングスペース開設支援事業	起業家等を対象としたコワーキングスペースを新たに開設する場合、事業費の一部を補助	建物改修費、事務機器取得費等		
市川町	空き家活用支援事業	一戸建ての空き家を住宅、事業所または地域交流拠点として活用する方に対し、その改修に要する費用の一部を補助	改修費	住民環境課	0790-26-1011
	若者定住促進住宅取得奨励金	45 歳未満の方が定住を目的に住宅の取得をした場合、奨励金を交付	住宅取得費		
	空き家片付け支援事業	空き家バンク登録物件の家財道具の片付け費用などを補助	片付け・処分費用		
福崎町	空き家活用支援事業	一戸建ての空き家を住宅、事業所または地域交流拠点として活用する方に対し、その改修に要する費用の一部を補助	改修費	まちづくり課	0790-22-0560
相生市	あつまれ新婚さん新生活応援金支給事業	相生市内で新婚夫婦が新生活を始める際の住宅費用等の一部を補助（住宅取得費・住宅賃借費・引越費・改修費を対象とする。最大 60 万円。年齢要件等あり）	取得費、賃借料、引越費、改修費	定住促進室	0791-23-7125
	あいのまち住宅取得応援金交付事業	住宅取得（新築・中古住宅）した際、あつまれ新婚さん新生活応援金の交付を受けてから5年度以内の夫婦へ 50 万円、18歳未満の子どもを養育している転入夫婦へ 30 万円を交付	取得費		
	空家活用支援事業	空家を住宅・事業所・地域交流拠点として活用する場合、改修費用の一部を補助（空家家屋の機能回復、設備改善のための工事に係る費用の1／4。最大 250 万円。各種要件あり）	改修費	地域振興課	0791-23-7130
	商店街空き店舗等活用事業	商店街の空き店舗を借上げ、新たな店舗を開業する中小業者に対し、月額家賃の1／3を補助（3年間を限度に年額最大 40 万円）	賃借料		0791-23-7133
たつの市	空き家活用支援事業	築 20 年以上の空き家を住宅等（住宅部分が過半の面積を占めるものに限る。）として 10 年以上居住する場合、空き家の機能回復及び設備改善に要する費用の一部を補助	改修費	建築住宅課	0791-64-3033
	空き家リフォーム支援事業	築 10 年以上の空き家を住宅等（住宅部分が過半の面積を占めるものに限る。）として 10 年以上居住する場合、空き家の機能回復及び設備改善に要する費用の一部を補助	改修費		
	空き家家財道具等撤去費支援事業	空き家バンク登録物件の売買・賃借が成立した場合、残存する家財道具等（不用品）の処分・搬出に要する経費の一部を補助	家財（不用品）搬出・処分費		
	若者定住促進住宅取得支援事業 転入者定住促進住宅取得支援事業	新たに住宅を取得する転入者、若者世帯に対し、住宅取得奨励金を交付	—	町おこし課	0791-64-3167
	創業支援事業	市内で新たに創業を計画している方、既に事業を営んでいる方で新たな事業を計画している方、新たな経済活動の拠点の設置を計画している方に対して、その創業に要する経費の一部を補助	改修費、設備費等	商工振興課	0791-64-3158
	高度技術を用いた IT 等事業所開設支援事業	たつの市内で新たな事業所を開設し、次世代成長産業として期待される5分野（水素等新エネルギー（蓄電池を含む。）・環境、航空産業・ドローン・空飛ぶクルマ、ロボット産業、健康医療産業及び半導体産業）を中心に、革新的なアイデアと高度技術を活用して社会課題の解決を図り、3年以上の事業を行う計画がある中小企業者等に対し、建物改修費用のほか人件費などの一部を補助	建物改修費、備品・ソフトウェア取得費、賃借料、人件費		

市町名	事業名	事業概要	対象経費	担当窓口	連絡先
赤穂市	空家活用支援事業	一戸建ての空き家を改修し、住宅、事業所、地域交流拠点として活用しようとする方に、改修費の一部を補助	改修費	都市計画課	0791-43-6827
	古民家再生促進支援事業	空き家となった古民家を改修し、地域交流施設等として再生しようとする方に、改修費の一部を補助	改修費		
	あこう地域未来創業サポート補助金	市内で創業・第二創業する方に対し、創業に係る経費の 2/3 を 3 年間で最大 500 万円補助（指定エリア内の空家・空き店舗の活用など条件あり）	施設改修費、設備購入費、空家・空き店舗取得費、賃借料、広告宣伝費、販促費、人件費、委託費等	商工課	0791-43-6838
	空き家情報バンク活用支援事業	空き家バンク登録する際に必要となった相続登記費用、空き家バンク登録物件の購入者等が負担する仲介手数料及び引っ越し費用の一部を補助	登記費用、仲介手数料、引越し費用	（一社）あこう魅力発信基地	0791-43-6931
宍粟市	空き家活用推進事業補助金（空き家改修支援）	空き家を取得または賃貸し、住宅・店舗等に使用するために要する改修費を補助	改修費	住宅土地政策課	0790-63-3166
	森林の家づくり応援事業補助金（住宅取得支援）	子育て世代が市内で住宅を取得（新築・中古）する場合、建物の取得費用の一部を補助（最大 140 万円）	住宅取得費		
	宍粟市イノベーション拠点開設支援事業補助金	次世代成長産業分野における高度技術を活用して事業所等を開設する事業者に対し、開設に係る経費の一部を補助	賃借料、施設改修費、備品・ソフトウェア取得費、人件費	商工観光課	0790-63-3127
	起業支援補助金	市内で初めて起業する方に対し、店舗等の建築・改装費、設備購入費を最大 100 万円補助（転入者の場合は最大 150 万円）※その他雇用の助成等あり	店舗等の改装費、備品購入費、広告宣伝費等		
太子町	空き家活用支援事業	町内にある一戸建ての空き家を住宅・事業所・地域交流拠点として活用しようとする場合、改修費の一部を補助	改修費	まちづくり課	079-277-5992
上郡町	若者・子育て世帯転入促進奨励金	若者世帯（本人・配偶者のどちらかが 40 歳未満）もしくは子育て世帯が町外から転入した場合に奨励金を支給	_	地域振興課	0791-52-1162
	若者・子育て世帯住宅取得奨励金	若者世帯（本人・配偶者のどちらかが 40 歳未満）もしくは子育て世帯が定住を目的に町内に住宅（新築・中古）を取得した場合	住宅取得費		
	三世代同居等世帯支援補助金	三世代同居・隣居のために住宅を取得または改修する世帯に対し、費用の一部を補助	改修費、取得費		
	空き家活用支援事業	空き家を住宅、事業所または地域交流拠点として改修し活用する場合、費用の一部を補助	改修費		
	創業支援事業	町内で新たに創業を計画している方に対して、その創業に要する経費の一部を補助	改修費、設備費等		
	結婚新生活支援事業	上郡町内で新婚夫婦が新生活を始める際の住宅費用等の一部を補助 （住宅取得費・住宅賃借費・引越費・リフォーム費を対象とする。最大 60 万円。年齢所得要件等あり）	取得費、賃借費、引越費、改修費	健康福祉課	0791-52-1114
佐用町	空き家活用支援事業	空き家を住宅、事業所または地域交流拠点として改修し活用する場合、費用の一部を補助	改修費	商工観光課	0790-82-0670
	若者住宅新築応援金	40 歳以下の者が定住を前提に町内に住宅を新築した場合、応援金を支給	—		
	若者住宅取得応援金	40 歳以下の者が定住を前提に町内の中古物件を購入した場合、応援金を支給	—		
	中小企業者創業支援事業	町内で新たな事業を始めようとする場合、要する費用の一部を補助	改修費、賃料		

《但馬》

市町名	事業名	事業概要	対象経費	担当窓口	連絡先
豊岡市	定住促進事業補助金	市外からの転入者に対し、住宅の改修費、移転費等の一部を補助	改修費、移転費	地域づくり課	0796-21-9096
	豊岡市起業チャレンジ支援補助金	豊岡商工会議所または豊岡市商工会の支援及び計画認定を受け、市内において新規創業または事業承継を行う個人・中小企業者に対し、事務所開設に要する費用の一部を補助	改修費、賃借料、設備購入費、広告宣伝費等	環境経済課	0796-23-4480
養父市	やぶの空き家活用支援事業	養父市空き家バンクを通じて取得した空き家を住宅として活用する場合、空き家の機能回復及び設備改善に要する費用の一部を補助	改修費・家財処分	土地利用未来課	079-664-1410
	やぶ暮らし住宅支援制度	新築、購入、増改築、若しくは賃貸住宅等を契約し入居した方、及びＵ・Ｉターン者に加え、空き家バンク登録者等に奨励金を交付	新築・増改築・空き家購入・民間賃貸・家財処分		
	創業・第二創業補助金	個人や事業者が起業する新規創業の経費に対し最大 100 万円を補助	改修費、人件費、賃借料等	商工観光課	079-664-0285
朝来市	あさご暮らし住宅取得等応援事業補助金	若者・子育て世代もしくは転入者が市内に定住するために住宅を取得した場合、費用を最大 100 万円補助（新築・購入※空き家含む）	新築または購入費用	市民協働課あさご暮らし応援室	079-672-1492
	空き家リフォーム補助金	朝来市内の空き家を居住するために改修に要する費用の一部を最大 100 万円補助	改修費		
	にぎわい創出補助金	市内の空き家・空き店舗を活用し新たに出店される方に経費の一部を補助（最大 200 万円。若者（40 歳未満）、移住者（移住3年未満）の場合は上限がそれぞれ 20 万円ずつ引き上げ（両方に該当で最大 240 万円））	改装費、備品購入費、広告宣伝費、賃借料または建物購入費	経済振興課	079-672-2816
香美町	空き家利活用促進支援（空き家改修）補助金交付事業	空き家バンクに登録された物件・空き家バンクに登録を目的とした物件・空家バンクに登録されていない物件を改修して居住する場合、要する費用の一部を町内で利用可能な商品券で補助	改修費	企画課	0796-36-1962
	住宅取得奨励金事業	町内で住宅を取得した際、購入費を町内で利用可能な商品券で補助。転入者の場合は世帯人数に応じて補助金を増額。	購入費		
	空き家利活用促進支援（利用準備支援）補助金交付事業	空き家バンクに登録された住宅に現存する家財道具の撤去や屋内外の清掃に要する経費を補助	家財搬出・処分費		
	IT 関連オフィス等開設・設置支援事業	町内にIT関連オフィス等を開設または設置する事業者に対し、建物の改修費等を補助	改修費、賃借料、通信回線使用料		
	起業・創業支援事業	町内で起業・創業する場合の初期投資費用の一部を補助	設備費、備品購入費、広告宣伝費等	観光商工課	0796-36-3355
新温泉町	空き家リフォーム補助金	「新温泉町空き家バンク」に登録しているまたは登録予定の空き家のリフォーム費用の 10%を助成（最大 50 万円）※賃貸登録の場合最大 100 万円	改修費・家財処分費	商工観光課	0796-82-5625
	定住促進住宅取得助成金	町内で住宅を新築・購入または改修費用に対し助成（最大 75 万円。子育て世帯の場合は最大 150 万円。年齢要件等あり）	新築、購入または改修の費用		
	温泉配湯助成金	定住促進住宅取得助成事業と併せ、新たに温泉の配湯を開始した方に、温泉使用料の基本料金を5年間助成	温泉配湯使用料の基本料金		
	起業支援事業補助金	町内で新たに起業される方を対象に、初期投資費用の 50%を助成（最大 50 万円。転入者の場合は最大 100 万円）	改修費、建物取得費用		

《丹波》

市町名	事業名	事業概要	対象経費	担当窓口	連絡先
丹波篠山市	丹波篠山暮らし定住住宅補助金（空き家バンク住宅改修型）	空き家バンク利用登録者が空き家バンクの物件を住宅として活用するための改修を支援	改修費	創造都市課	079-552-5796
	古民家再生促進支援事業補助金	兵庫県の古民家再生促進支援事業を実施し古民家の再生をする場合、支援	改修費		
	丹波篠山暮らし定住住宅補助金［三世代同居型］	三世代同居・近居のために住宅を新築・改修・購入する若者・子育て世帯を支援	新築・改修・購入にかかる費用		
	丹波篠山暮らし定住住宅補助金［市内工務店利用型］	市内工務店を利用し住宅を新築・改修する若者・子育て世帯を支援	新築・改修にかかる費用		
	丹波篠山暮らし定住住宅補助金［定住促進重点地区型］	定住促進重点地区で住宅を新築・改修・購入する若者・子育て世帯を支援	新築・改修・購入にかかる費用		
	起業支援助成金	市内で新たに起業する際に、初期投資の一部を補助	改修・改装費、機械設備購入費等	商工観光課	079-552-0100

市町名	事業名	事業概要	対象経費	担当窓口	連絡先
丹波市	丹波市空き家利活用促進事業補助金［居住型］	住まいるバンク制度を介して購入した空き家で居住する場合、改修費用の一部を補助	改修費	都市住宅課	0795-74-2364
	丹波市空き家利活用促進事業補助金［開業型］	住まいるバンク制度を介して購入した空き家で開業する場合、改修費用の一部を補助	改修費		
	空き家利活用地域活性化事業	兵庫県の空き家活用支援事業により空き家を地域交流施設として活用する場合、改修費用の一部を補助	改修費		
	古民家再生促進支援事業	兵庫県の古民家再生促進支援事業により古民家を再生する場合、改修費用の一部を補助	改修費		
	丹波市若者定住マイホーム取得補助金	市外から転入する 40 歳未満の世帯等が定住するために住宅を新築・購入する費用の5%以内を支援（最大 50 万円）	新築・購入にかかる費用	ふるさと定住促進課	0795-88-5360

《淡路》

市町名	事業名	事業概要	対象経費	担当窓口	連絡先
洲本市	おいでよ洲本新生活支援事業	淡路島外から移住する2人以上の世帯に対し、住宅取得費用の一部を補助（助成）	住宅取得費等	企画課	0799-24-7614
	古民家再生促進支援事業	兵庫県の古民家再生促進支援事業により古民家を再生する場合、改修費用の一部を補助	改修費	都市計画課	0799-24-7611
	洲本市空き家活用支援事業	兵庫県条例で定める空家活用特区内の一戸建て住宅の空き家を住宅又は事業所として活用する場合、改修費用の一部を補助	改修費		
	洲本市起業支援事業補助金	市内での起業を促進するため、起業時等に要する経費の一部を助成	改修費、備品購入費、専門家経費、広告宣伝費等	商工観光課	0799-24-7613
	IT関連事業振興補助金	兵庫県のひょうごイノベーション拠点開設支援事業を受けた方が、空き家を利用する場合、建物改修費の最大額を引き上げ	建物改修費、備品・ソフトウェア取得費等		
南あわじ市	古民家等再生促進支援事業	兵庫県の古民家再生促進支援事業により古民家を再生する場合、改修費用の一部を補助	改修費	都市政策課	0799-43-5227
	定住促進空き家活用支援事業	空き家を購入・賃借して、居住のために改修等をする場合に、費用の一部を補助	改修費、家財道具処分費、登記費、引越し費		
	空き家確保支援事業	一定の条件を満たして空き家バンクに登録した物件に係る登記費用及び庭木の手入れや家財道具の処分費用、インスペクションに係る費用の一部を補助	登記費用、庭木の手入れ・家財道具の処分費用、インスペクション費用		
	マイホーム取得事業	淡路島外からの移住者の方へ、空き家などの住宅取得費用の一部を補助	取得費	ふるさと創生課	0799-43-5205
	多世代同居・近居支援事業	多世代で同居や近居をする際に、空き家などの住宅を購入またはリフォーム等を行う場合、費用の一部を補助	取得費、改修費		
	起業等及び空き家等活用支援事業	市内での起業を促進するため、費用の一部を補助（空き家を取得した場合加算金あり）	改修費、機材設備購入費等	商工観光課	0799-43-5221
	イノベーション拠点開設支援事業	ひょうごイノベーション拠点開設支援事業を受けた方に対し随伴補助	建物改修費、賃借料等		

家賃補助制度等を活用しよう

結婚や県外からの引っ越しで、賃貸住宅を借りて新生活をスタートする際、初期費用・家賃・引越し費用などの一部を補助している市町があります。

市町名	事業名	担当窓口	連絡先
芦屋市	新婚・子育て世帯住宅ストック活用支援事業（いい家あった！プロジェクト）	建築住宅課	0797-38-2721
三田市	新婚新生活支援事業（ハッピーウエディング応援制度）	移住定住促進課	079-555-6776
加古川市	結婚新生活支援補助金	こども政策課	079-427-9397
高砂市	結婚新生活支援補助金	こども若者政策課	079-441-7199
稲美町	結婚新生活支援補助金	こども課	079-492-9155
	お試し居住補助金	企画課	079-492-9130
播磨町	播磨町結婚新生活支援補助金	協働推進課	079-435-2364
西脇市	結婚新生活支援事業	まちづくり課	0795-22-3111
三木市	トカイナカ三木新生活応援事業（新婚世帯向け）	縁結び課	0794-82-3030
加西市	新婚世帯向け家賃補助制度	ふるさと振興課	0790-42-8729
	結婚新生活支援事業		
	新規就農者支援事業（住居費助成事業）	農政課	0790-42-8741
神河町	若者世帯向け家賃補助事業	ひと・まち・みらい課	0790-34-0002
	結婚新生活支援事業		
相生市	あつまれ新婚さん新生活応援金事業	定住促進室	0791-23-7125
宍粟市	結婚新生活支援事業補助金	子育て支援課	0790-63-3176
上郡町	結婚新生活支援事業	健康福祉課	0791-52-1114
	若者・子育て世帯家賃補助制度	地域振興課	0791-52-1162
	新規就農者等家賃補助金交付制度	農林振興課	0791-52-1116
佐用町	結婚新生活支援事業	健康福祉課	0790-82-0661
豊岡市	若手農家家賃支援事業	農業政策課	0796-23-1127
養父市	やぶ暮らし住宅支援制度	土地利用未来課	079-664-1410
	新婚新生活支援補助金（養父市結婚新生活スタートアップ事業）	やぶぐらし未来協創課	079-662-3172
朝来市	あさご暮らし住宅取得等応援事業（家賃補助）	市民協働課あさご暮らし応援室	079-672-1492
	新婚新生活支援補助金		
香美町	香美町結婚・妊娠・共育ての相談機会提供・支援事業補助金	企画課	0796-36-1962
新温泉町	民間賃貸住宅家賃助成金	商工観光課	0796-82-5625
	結婚新生活支援補助金	商工観光課	
丹波篠山市	新規就農者支援事業（家賃助成）	農都政策課	079-552-1114
	お試し滞在支援事業	創造都市課	079-552-5796
丹波市	若者定住促進家賃補助金（青垣・山南地域の特公賃限定）	ふるさと定住促進課	0795-88-5360
洲本市	おいでよ洲本新生活支援事業	企画課	0799-24-7614
南あわじ市	新婚世帯家賃補助事業	ふるさと創生課	0799-43-5205
	結婚新生活支援事業	ふるさと創生課	
	移住支援補助事業	ふるさと創生課	
	介護・看護職員確保対策事業 ※勤務先により担当窓口が異なります	福祉課（障害福祉事業所）	0799-43-5216
		長寿・保険課（介護事業所）	0799-43-5217
		健康課（病院・診療所）	0799-43-5218
	保育士確保対策事業	こども未来課	0799-43-5219
淡路市	結婚新生活支援事業	子育て応援課	0799-64-2134
たつの市	結婚新生活支援事業	町おこし課	0791-64-3167



#仕事



#淡路



#丹波



ひょうご 移住 ストーリー

#子育て



#きっかけ



Story of moving to Hyogo



#但馬

移住のすがたを、ありのまま。
切り口別、地域別にそれぞれの
ストーリーをお届けします。

https://ehg.jcld.jp/hyogo_iju_story/





#播磨

#暮らし



お問い合わせ | 兵庫県 まちづくり部 住宅政策課 TEL:078-362-3583 E-mail:jutakuseisaku@pref.hyogo.lg.jp

08まP2-033B5